

木城町告示第24号

平成23年第6回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年11月21日

木城町長 田口 晃史

1 期 日 平成23年11月25日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

後藤 和実君

堀田 廣幸君

原 博君

税田 輝房君

神野 源生君

山田 秋吉君

宮崎 勝正君

中竹 義一君

中村 一也君

甲斐 政治君

○応招しなかった議員

平成23年 第6回（臨時）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成23年11月25日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成23年11月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第4 委員会付託の省略
日程第5 議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第4 委員会付託の省略
日程第5 議案に対する質疑
-

出席議員（10名）

1 番 後藤 和実君	2 番 堀田 廣幸君
3 番 原 博君	5 番 税田 輝房君
6 番 神野 源生君	7 番 山田 秋吉君
8 番 宮崎 勝正君	9 番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中村 宏規君 議事調査係長 平野 大輔君
書記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	中竹 憲俊君	会計管理者	加藤 伸一君
企画課長	間吉田辰郎君	環境整備課長	田中 義彦君
教育課長	伊藤 章君	税務課長	中井 諒二君
福祉保健課長	石井 雄二君	町民課長	橋本未知男君
産業振興課長	長友 英親君		

午前9時00分開会

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。ただいまから平成23年第6回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成23年第6回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、先日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、宮崎勝正君、9番、中竹義一君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第63号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

付議されました、日程第3、議案第63号については、朗読は省略し、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） 平成23年第6回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中にご出席をいただき、ありがとうございます。ただいま上程いただきました議案第63号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院は、国家公務員の給与に関し、月例給の引き下げについて平成23年9月30日に勧告いたしました。しかし、政府は、既に提出している国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の早期成立に最大限の努力を行うこととして、人事院勧告を実施するための給与法改正案の提出を行わないことを、平成23年10月28日に閣議決定をいたしました。が、地域の民間給与を反映させた適切な改正を行うことが重要であります。本町では人事院を置いておりませんので、宮崎県人事委員会の勧告に準じ、50代を中心に40代以上の職員の月例給を平均0.3%の減額改定を行い、給与表を宮崎県の水準に合せることといたしました。

なお、改定に伴う差額を解消するため、本年4月にさかのぼり、12月の期末手当で減額調整を行うことといたしております。今回の改定では、年間おおむね総額80万円の人件費が削減される見込みであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第4. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第5. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

これより議案第63号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

議案第63号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第63号に対する質疑はありませんか。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 議案のほうを見ると、100分の1.5、100分の1、それから下のほうに100分の98.5、100分の99というように数字的に上げておりましたが、金額的には幾らぐらいになるのか、よかったら説明をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（甲斐 政治） 総務課長。

○総務課長（横田 学君） ただいまご質問をいただいたわけですが、今回の給与改定では、2級から最低で300円、6級の最高額で2,000円、月額で削減される予定であります。以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で議案に対する質疑を終わります。

これより、討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成23年第6回木城町議会臨時会を閉会いたします。議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員